

住宅改修事前申請書類

～工事の着工前に提出する必要があります～

事前申請に必要な書類とは

チェック欄

- ① 住宅改修が必要な理由書……………
- ※ケアプランを作成してもらっている方は担当のケアマネジャーに。そうでない場合は地域包括支援センターに相談し、作成してもらいます。
- ② 見積書（原本）……………
- ※宛名は被保険者本人の氏名を記載し、施工事業所の押印があるもの。
- ③ 内訳書（原本）……………
- ※工事見積もりにおいて、介護保険からの支給対象となる費用の内訳がわかるよう、工事の箇所・内容・規模などを明記し、材料費・施工費・諸経費などを適切に区分したもの。
※見積書と内訳書を併せたもの（見積書兼内訳書）をされる場合は、②と③を兼ねているので、1枚で可。高齢介護課作成の様式“介護保険住宅改修費工事費見積書兼内訳書”をお使いいただいてもかまいません。
- ④ 平面図……………
- ※改修箇所と内容が分かるよう、位置・寸法・形状・高さ等記入してください。
- ⑤ 改修予定箇所の写真（写真の内側に日付が写し込まれているもの）……
- ※段差解消であれば段差が分かるように写す等、周りの様子を含めて改修箇所が分かるように写っているものが適当。
- ⑥ 介護保険住宅改修費等の受領委任払い同意書（受領委任払いの場合のみ）
- ※市役所に事前登録している事業者と利用者との間で同意書を交わしてください。
- ⑦ 住宅所有者の承諾書（賃貸など住宅所有者が被保険者以外の場合のみ）
- ⑧ 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書……………
- 工事が完了した後でも可。

住宅改修費支給事後申請書類

～住宅改修工事の完了後に提出します～

事後申請に必要な書類とは

チェック欄

① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書……………

※申請者・口座名義人は基本的には被保険者本人の氏名。

被保険者以外の場合は「続柄」の記載が必要。氏名の後ろにカッコ書きする。

被保険者が死亡した場合、相続人が申請者となりますが、相続人代表者の方に誓約書を提出していただく場合がありますのでお問い合わせください。

※受領委任払いの場合、事業者の指定口座に振り込むこととなりますが、事業者の振込先はすでに登録されているので口座振込依頼欄は省略可能です。

② 領収書 ……………

※被保険者名がフルネーム（本名）で記載されているもの。

③ 完成工事費内訳書（事前申請と変更がない場合は省略可）……………

※領収書の工事費用の内訳について、介護保険からの支給対象となる費用がわかるよう、工事の箇所・内容・規模などを明記し、材料費・施工費・諸経費などを適切に区分したもの。

④ 住宅改修箇所の写真（写真内に日付が写し込まれているもの）……

※段差解消であれば段差が分かるように写す等、周りの様子を含めて改修後の状況・改修箇所が分かるようにする。改修前の写真との整合性が図れるようにする。